

合併協議会だより

編集・発行／高松市・香川町合併協議会事務局



さぬき高松まつり



ひょうげまつり(香川町)



合併の期日、町名・字名の取扱いなどが確認されました。

- ◆**合併の期日**…………… 合併の期日は、平成18年3月31日までの早い日为目标とする。
ただし、平成17年3月31日までに県知事に合併の申請を行う。

◆**町名・字名の取扱い**

- ・香川町地域における町の区域は、現行の大字の区域とする。

- ・町の名称は次のとおり

香川町大野	香川町川東下
香川町寺井	香川町東谷
香川町浅野	香川町安原下第3号
香川町川内原	香川町安原下第1号
香川町川東上	

◆**例えば**◆

【現在】	香川町 大字大野 〇〇番地〇 (大字)
↓	
【合併後】	高松市 香川町大野 〇〇番地〇 (町名)

第7回会議の結果

平成16年6月28日(月)に、合併協議会第7回会議が、香川県自治会館で開催されました。

新委員の紹介の後、報告事項・議案事項及び協議事項が審議されました。

会議の概要は、次のとおりです。

新委員の紹介

谷本 繁男 (高松市議会議長)
大橋 光政 (高松市議会副議長)

報告事項

次の事項について報告されました。

報告第14号

・建設計画の構成について

議案事項

議案第14号・第15号が審議され、

原案のとおり承認されました。

議案第14号

平成15年度高松市・香川町合併協議会決算について

議案第15号

平成16年度高松市・香川町合併協議会補正予算について

議案第14号・第15号が審議され、原案のとおり承認されました。

協議事項

・平成15年度歳入歳出決算が認定され、差引残高は平成16年度に繰り越し、事業推進費(協議会だよりの作成等)に充当されることとなりました。

前回の第6回会議で提案された協議第2号及び第5号について、協議の結果、次のとおり確認されました。

また、協議第6号から第8号までが提案され、次回の会議で協議し、意思集約を図ることとなりました。

協議第2号(確認)

合併の期日(協定項目第2号)について

合併特例法の改正を踏まえた修正案が提出され、確認されました。

(修正案)

・合併の期日は、平成18年3月31日までの早い日を目標とする。

ただし、平成17年3月31日までに、県知事に合併の申請を行う。

※今後の協議の進捗状況等を見極めて、より具体的な合併の期日を改めて提案。

(当初案)

・合併の期日は、現時点において、平成17年3月31日を目標とする。

協議第5号(確認)

町名・字名の取扱い(協定項目第11号)について ※1ページ参照

・香川町地域における町の区域は、現行の大字の区域とし、それぞれの町の名称は、「香川町大野」、「香川町寺井」、「香川町浅野」、「香川町川内原」、「香川町川東上」、「香川町川東下」、「香川町東谷」、「香川町安原下第3号」、「香川町安原下第1号」とする。

協議第6号(第8号(提案))

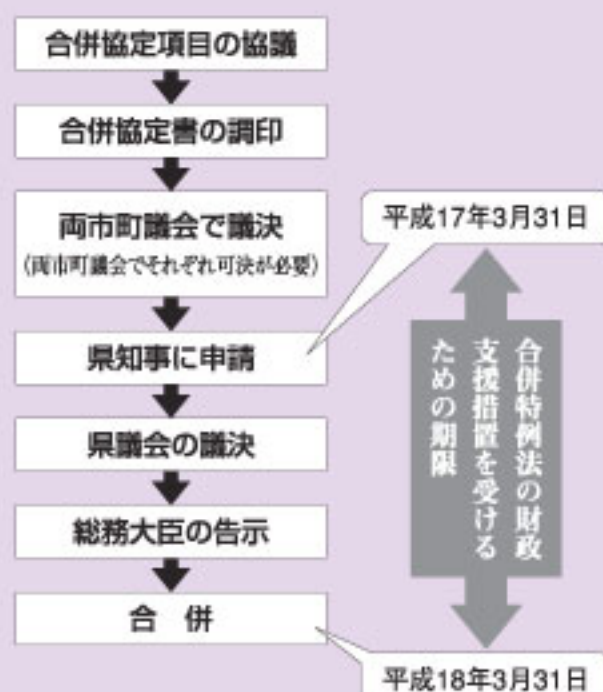
・財産の取扱い(協定項目第5号)について

・慣行の取扱い(協定項目第12号)について

・特別職の職員的身分の取扱い(協定項目第15号)について

合併の手続き

この合併の手続きは、改正後の合併特例法の財政支援措置(合併特例債等)を受けるための期限を踏まえたものです。



第7回会議風景

第8回会議の結果

平成16年7月28日(水)に、合併協議会第8回会議が、香川町農村環境改善センターで開催されました。会議の概要は、次のとおりです。

協議事項

前回の第7回会議で提案された協議第6号から第8号について、協議の結果、次のとおりとなりました。また、協議第9号から第14号までが提案され、今回の会議で協議し、意思集約を図ることとなりました。

協議第6号(確認)
財産の取扱い(協定項目第5号)について ※1参照
 ・香川町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐものとする。
協議第7号(確認)
慣行の取扱い(協定項目第12号)について ※2参照

- 1 市章
高松市の市章を用いる。
- 2 市民憲章
高松市の市民憲章を用いる。
- 3 都市宣言
高松市の都市宣言に統一する。
市木及び市花
- 4 高松市の市木及び市花を用いる。

ただし、香川町の町木については、香川地区の推奨の木とする。

協議第8号(継続協議)
特別職の職員の身分の取扱い(協定項目第15号)について

・香川町の特別職の職員(町長、助役、収入役及び教育長)の身分の取扱いについて協議されましたが、意思集約を図ることができず、次回に持ち越されました。

協議第9号(第14号(提案))

- ・附属機関等の取扱い(協定項目第17号)について
- ・公共的団体等の取扱い(協定項目第18号)について
- ・使用料・手数料等の取扱い(協定項目第20号)について
- ・各種団体への補助金・交付金等の取扱い(協定項目第21号)について
- ・都市提携(協定項目第24-1号)について
- ・人権啓発事業(協定項目第24-4号)について



※2 慣行の取扱いについて

区分	合併後
市(町)章	
市(町)民憲章	高松市民のねがい
都市宣言	世界連邦都市宣言 交通安全都市宣言 環境美化都市宣言 非核平和都市宣言 人権尊重都市宣言 男女共同参画都市宣言
市(町)木	 黒松
市(町)花	 つばき

現在の香川町
 定めていない
交通安全宣言 非核香川町宣言 人権尊重の町宣言
 樟の木 ※合併後は香川地区の推奨の木となります。
 つばき

※1 財産の取扱いについて(公有財産の現況)

項目	高松市	香川町
土地及び建物	(1)行政財産 土地 7,059,362.79㎡ 建物 1,067,260.20㎡	(1)行政財産 土地 181,459.04㎡ 建物 54,964.62㎡
	(2)普通財産 土地 671,214.10㎡ 建物 46,397.38㎡	(2)普通財産 土地 30,016.26㎡ 建物 51.89㎡
有価証券	株券 738,333千円(3件)	該当なし。
出資による権利	5,034,252千円 (内訳) 出資金 3,068,185千円 出捐金 1,966,067千円	9,575千円 (内訳) 出資金 9,575千円 出捐金 0千円
	債権	4,691,242千円(12件)
基金	19,394,564千円 (主なもの) 財政調整基金 7,546,483千円 減債基金 4,107,581千円	2,398,864千円 (主なもの) 財政調整基金 693,978千円 減債基金 124,788千円
	起債残高	234,487,082千円 (内訳) 一般会計 122,911,968千円 特別会計 92,528,648千円 企業会計 19,046,466千円

※数字は平成14年度末現在

香川町民まちづくり意向調査の集計結果の概要をお知らせします

～ アンケートへのご協力ありがとうございました ～

高松市・香川町合併協議会において、合併の方式が編入合併方式で確認されたことにより、編入される香川町地域を対象として作成する、合併後の新市のまちづくりのマスタープランとなる「建設計画」に、香川町民の意向を反映させることを目的として、平成16年7月9日から7月23日にかけて、意向調査（アンケート調査）を実施しました。

今回の意向調査（アンケート調査）では、多くの方々から、たくさんのご意見・ご要望が寄せられましたが、ここでは主な項目についてお知らせします。

1. 調査の対象

香川町住民で、住民基本台帳をもとに無作為に抽出した18歳以上の町民（平成16年6月1日現在）3,000名を対象

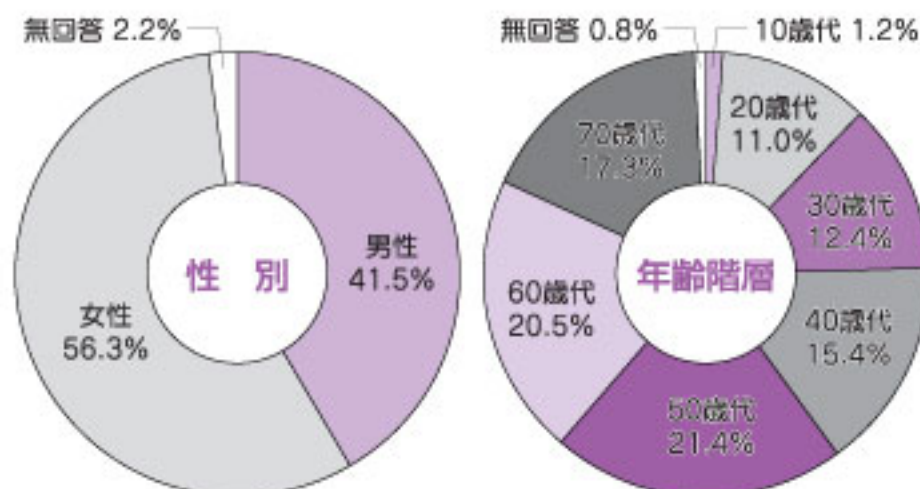
2. 有効回収票数・有効回収率

回収票数：1,026件 回収率：34.2%

ありがとうございました



回答者の状況



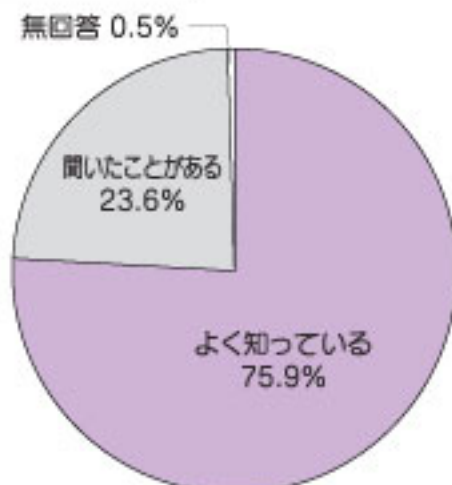
【性別】

男性41.5%、女性56.3%と女性の回答者数が、かなり男性を上まわっています。

【年齢階層】

50歳代の回答者数が21.4%と最も多く、次いで60歳代となっています。

合併協議会の認知度



Q 香川町と高松市が合併について協議を進めていることをご存知ですか。

A 「よく知っている」が75.9%、「聞いたことがある」が23.6%となっており、認知度は極めて高くなっています。

※これから以下の設問は、意見の多かった上位5項目を記載しています。(複数回答可)

合併によって期待される効果

Q 合併によって期待される効果としては、どのようなことが考えられますか。

- A**
1. 職員・職員等の削減によって経費が節減できる (52.4%)
 2. 市町が異なることで利用しにくかった公共施設や行政窓口が利用しやすくなる (30.3%)
 3. 市となることによって、地域のイメージアップや活性化が図られる (20.7%)
 4. 公共交通、産業、環境、地域情報化対策など、重点的な広域的取り組みができる (19.8%)
 5. 生活圏と行政圏が一つになり、行政サービスの均質化が図れる (16.7%)

合併による不安

Q 合併による不安としては、どのようなことが考えられますか。

- A**
1. 中心部だけが発展し、香川町地区を含めた周辺部との格差が広がる (48.1%)
 2. 行政区域が広がり、きめ細かな行政サービスが受けにくくなる (43.8%)
 3. 市役所が遠くなり、不便になる (38.8%)
 4. 公共料金が高くなり、住民の負担が増える (36.0%)
 5. 合併による不安はとくにない (18.6%)

合併協議を進める上での重要事項

Q 合併協議を進めるうえで何が重要とお考えですか。

- A**
1. 地域における行政サービスの窓口としての支所・出張所の機能の整備 (66.8%)
 2. 市役所や公共施設へ行きやすくなる公共交通手段の確保 (39.8%)
 3. 地域の情報化の促進により、身近な所で行政サービスが受けられたり、住民間の交流がしやすくなるような方策 (34.7%)
 4. 合併による財政シミュレーションの公表など、行財政改革による健全な行財政運営の明示 (30.8%)
 5. 地域の特性を活かしたバランスのとれた新しいまちづくり計画の策定 (21.9%)



求められる将来像

Q 合併した場合、現在お住まいの香川町地区はどのようなまちになればよいとお考えですか。

- A**
1. 医療・救急体制、健康づくり対策などが充実した健康で安心して暮らせるまち (62.0%)
 2. 自然が豊かで、ゴミや公害のない自然環境を大切にするまち (57.8%)
 3. 道路、公園、上下水道などの生活環境が充実した便利で快適に暮らせるまち (44.6%)
 4. 高齢者や障害者を大切に、人にやさしい心あたたまる福祉のまち (32.9%)
 5. 豊かな緑の田園環境を活かした質の高い生活文化を築くまち (24.1%)

合併による新しいまちづくりの重要施策

Q 合併した場合、香川町地区の新しいまちづくりに向けて、特に重点的に対応すべきと思われる施策は何だとお考えですか。

- A**
1. 子供が健やかに生まれ育つ環境づくり (46.7%)
 2. 高齢者や障害者にやさしいまちづくりの推進 (39.5%)
 3. 公園、都市景観、下水道整備など快適な都市環境の整備 (37.4%)
 4. 防災・消防・防犯の充実、交通安全など安心な生活環境の整備 (36.4%)
 5. ごみ対策、リサイクル社会の形成など環境問題への対応 (36.2%)

合併協定項目の協議状況(第8回会議終了時点の協議状況)

合併協定項目	提案	協議状況
1 基本的な協議事項		
① 合併の方式	第3回会議	第5回会議 確認
② 合併の期日	第6回会議	第7回会議 確認
③ 新市の名称	第6回会議	第6回会議 確認
④ 新市の事務所の位置	第6回会議	第6回会議 確認
⑤ 財産の取扱い	第7回会議	第8回会議 確認
2 合併特例法に定める協議事項		
⑥ 地域審議会の取扱い		
⑦ 議会の議員の定数及び任期の取扱い		
⑧ 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い		
⑨ 地方税の取扱い		
⑩ 一般職の職員の身分の取扱い		
3 その他協議事項		
⑪ 町名・字名の取扱い	第6回会議	第7回会議 確認
⑫ 慣行の取扱い	第7回会議	第8回会議 確認
⑬ 事務組織及び機構の取扱い		
⑭ 条例・規則等の取扱い		
⑮ 特別職の職員の身分の取扱い	第7回会議	継続協議
⑯ 一部事務組合等の取扱い		
⑰ 附属機関等の取扱い	第8回会議	継続協議
⑱ 公共的団体等の取扱い	第8回会議	継続協議
⑲ 消防団の取扱い		
⑳ 使用料・手数料等の取扱い	第8回会議	継続協議
㉑ 各種団体への補助金・交付金等の取扱い	第8回会議	継続協議
㉒ 国民健康保険事業の取扱い		
㉓ 介護保険事業の取扱い		
㉔ 各種事務事業の取扱い		
4 建設計画に係る協議事項		
㉕ 建設計画		

合併協定項目	提案	協議状況
㉔ 各種事務事業の取扱い		
㉔-1 都市提携	第8回会議	継続協議
㉔-2 電算システム事業		
㉔-3 広聴広報事業		
㉔-4 人権啓発事業	第8回会議	継続協議
㉔-5 コミュニティ施策		
㉔-6 障害者福祉事業		
㉔-7 高齢者福祉事業		
㉔-8 生活保護事業		
㉔-9 児童福祉事業		
㉔-10 その他の福祉事業		
㉔-11 保健衛生事業		
㉔-12 病院事業		
㉔-13 環境対策事業		
㉔-14 商工・観光関係事業		
㉔-15 農林水産関係事業		
㉔-16 建設関係事業		
㉔-17 交通関係事業		
㉔-18 上水道事業		
㉔-19 下水道事業		
㉔-20 消防防災関係事業		
㉔-21 学校教育事業		
㉔-22 社会教育事業		
㉔-23 文化振興事業		
㉔-24 その他の事業		



※合併協定項目の内容や協議状況などの詳細は、ホームページに掲載していますので、ぜひアクセスしてみてください。

Information



★御意見をお待ちしています！

合併についての御意見、御質問がございましたら、合併協議会事務局までお寄せいただきますようお願いいたします。

ホームページアドレス：

<http://www.citytakamatsu-townkagawa.jp>

E-mail：t8047@city.takamatsu.lg.jp

合併協議会の予定

第10回会議は、平成16年10月1日(金)に香川町農村環境改善センターで午後2時から開催を予定しています。

合併協議会の傍聴

傍聴の定員 70人以内
傍聴の受付 会議開始30分前
傍聴人の決定 受付順

会議資料等の閲覧

合併協議会事務局と高松市役所、香川町役場のほか、ホームページでも会議資料や会議録をごらんいただけます。